

災害時における保有資機材の提供等に関する協定書

災害時における保有資機材の提供等に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社フィニッシャーリース（以下「乙」という。）は、災害時における保有資機材の提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、千葉市域に地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、甲が保有資機材の提供等を乙から受けることに関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲が、乙に協力を要請する内容は次のとおりとする。

（1）保有資機材の提供及び運用

甲が必要と認める場所において不整地等の舗装を実施するため、アスファルトフィニッシャー等の資機材を提供し、運用する。

（2）オペレーター及び作業員の派遣

資機材の提供場所において資機材の運用を円滑に実施するため、オペレーター及び作業員を派遣する。

（協力の要請）

第3条 甲は乙に対し、前条の要請を行う場合、「保有資機材等協力要請書」（別記様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭あるいは電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出する。

2 乙は、甲の要請があった場合、可能な範囲で協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲からの要請に基づき、資機材の提供等を実施したときは、甲に対して、「保有資機材等協力完了報告書」（別記様式2）を遅滞なく甲に提出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(保有資機材等の提供)

第6条 甲の要請により乙が甲に提供する保有資機材等の提供場所は、甲が状況に応じ指定するものとする。提供場所までの保有資機材等の搬送は、原則として乙または乙が指定するものを行うものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請により、乙が資機材の提供等を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲乙協議して別に定めるものとする。

(第三者の損害が生じたときの措置)

第8条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決に当たるものとする。

(損害補償)

第9条 協力要請に基づき作業に従事した者が死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用する。

(協定の改定)

第10条 この協定は、甲又は乙のいずれかの申し出があったときは、協議して協定の解除又は協定の一部を改定することができる。

(履行義務の免除)

第11条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定はさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年4月1日